

「請願の委員会審査における紹介議員から請願者への質疑」に対する御意見

2023. 10. 5 議会運営委員会

会派名	意見
新和会	紹介議員は少なくとも請願の趣旨に賛意を持つものである必要があることから、質疑をする立場にないとする。紹介議員は請願者の趣旨が十分に伝わるよう事前に打ち合わせを行い請願者に趣旨説明をしていただくべき。請願者から趣旨説明をいただいていることから、深い内容について質疑をするのではなく討論で行うべき ⇒紹介議員は原則として質疑を行うべきではないとする。
湖誠会	現在は請願者が希望された場合、請願者本人が趣旨説明をされているが、以前は紹介議員が請願について説明し、他の委員からの質疑を受けておられた。紹介議員というのは本来、請願者と同じだけの重いものを持っているという認識であり、紹介議員が請願者に対して質疑を行うというのは大変違和感がある。
市民ネット21	趣旨説明を請願者自らが行うことになったものの、本来質疑に答弁する立場にある紹介議員が、賛否を判断するための質疑を行うことについては、違和感を感じる。
公明党	紹介議員は、請願の趣旨であったり基本的な事柄について質疑を行う立場にはないとする。一方で、他の委員からの質疑に対する請願者の回答に不足があったり、紹介議員の理解と異なる場合については、紹介議員であっても質疑が必要な場合もあることから、一律に質疑を禁じるべきではない。
共産党	紹介議員であっても議員自身が得た情報を共有し、他委員へ賛同を促すためとして、請願者への質疑を行う場合もあるのではとする。積極的に質疑を行うことは必要ないが、質疑は必要でないか。委員会は意見を交わす場所でもあることから、委員のやり取りを制限することは望ましくない。
維新の会	紹介議員という立場で質疑を行うことには違和感を感じる。他の委員に伝えたいことがあれば、討論など別の形で行うべき。